

久山町職員の給与・定員管理等について公表します

久山町の職員の給与は、地方公務員法・地方自治法に基づき、町議会での予算審議と議決を経た上で、町条例や規則に基づいて支給されています。職員の給与について、町民の皆さんにご理解いただくため、主な内容をお知らせいたします。

表中の数値は、平成27年地方公務員給与実態調査などに基づくものです。また、詳細な内容については久山町ホームページ (<http://www.town.hisayama.fukuoka.jp/>)にて公表いたします。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H27年3月末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 8,333	千円 4,351,166	千円 182,275	千円 752,858	% 17.3	% 12.5

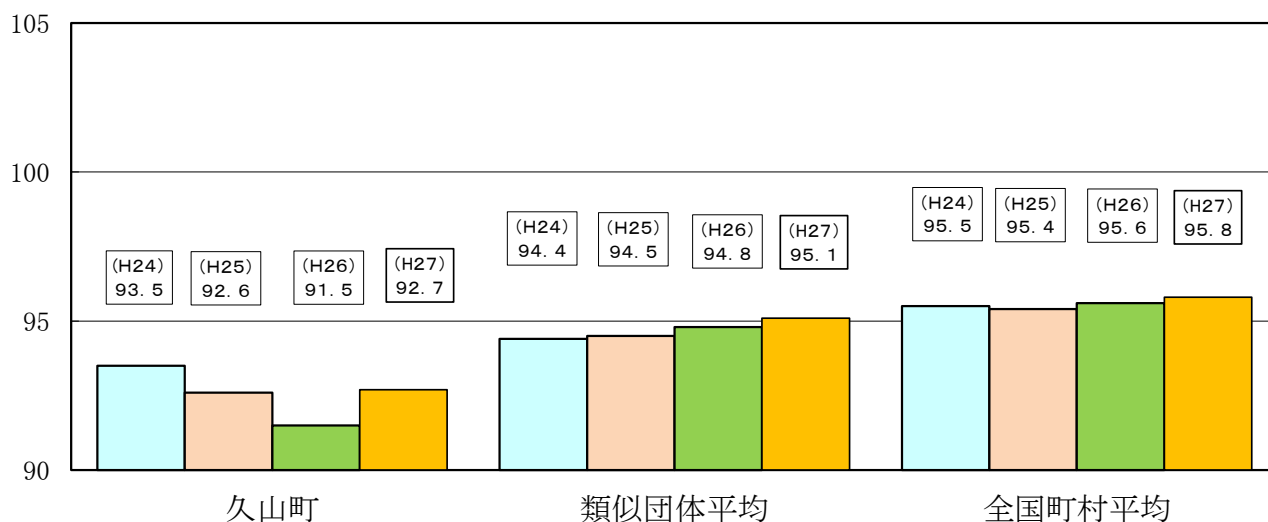
(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
26年度	人 71	千円 278,241	千円 49,648	千円 99,247	千円 427,136	千円 6,016

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の3～5年間隔の平均給料と久山町の職員の同様に区分した平均給料を比較し、国家公務員の給料水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。なお、この指数の計算には手当は含まれていません。
2 類似団体平均とは、全国の市町村を市と町村に分け、人口規模、産業構造が類似している自治体のラスパイレス指数を単純平均したものです。久山町は町村のⅡ-2に分類されています。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。
4 久山町は92.7%で、福岡県下58市町村(福岡市、北九州市は除く)中、57番目となっています。

2 職員の平均給与月額状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
久山町	42.3 歳	306,600 円	373,200 円	350,700 円
福岡県	43.2 歳	333,500 円	415,114 円	369,375 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額(国ベース)」とは、平成27年4月1日現在における国家公務員給与の公表基準で算出した給与の平均です。

(2) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

区 分		経験年数7年以上10年未満	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満
一般行政職	大 学 卒	246,500 円	262,600 円	307,000 円
	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし

(注) 表中の数値は、平成27年地方公務員実態調査に基づくものです。経験年数とは、初任給決定の基準となった最終学歴以降の年数です。卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合はその数値が、卒業採用までの間に前歴（職歴等）がある場合は、一定の率で前歴を換算し、その数値を加算したものが経験年数となります。

3 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

久 山 町		国	
1人当たり平均支給額(26年度)		—	
1,404 千円			
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.5 月分	2.60 月分	1.5 月分
(1.45)月分	(0.70)月分	(1.45)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～20%・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職） 本町では一律で支給しています。

(2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

久 山 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	##### 月分	勤続20年	20.445 月分	##### 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.590 月分	勤続35年	41.325 月分	49.590 月分
最高限度額	49.590 月分	49.590 月分	最高限度額	49.590 月分	49.590 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額 18,563 千円					

(3) 地域手当

(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)	8,440 千円	支給対象地域	全域7級地	国の支給率	3 %
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	118,873 円	支給対象職員数	71 人	久山町支給率	4 %

(4) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在） 本町では該当ありません

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	15,588 千円	支給実績(25年度決算)	12,973 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	305 千円	職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	260 千円

(6) その他の手当（平成27年4月1日現在）

扶養手当	内容及び支給単価	・配偶者 13,000円 ・扶養親族1人につき 6,500円	・配偶者がいない場合の1人目 11,000円	・特定期間加算(16歳～22歳) 1人につき 5,000円
住居手当	内容及び支給単価	・自ら居住するために住宅を借り受け、12,000円を超える家賃等を支払っている職員に27,000円を限度で支給。		
通勤手当	内容及び支給単価	・交通機関等を利用の場合、運賃相当額(月額限度額55,000円)	・自動車等の利用者は、通勤距離(片道2km以上)に応じて31,600円を限度に支給。	
管理職手当	内容及び支給単価	・課長級 給料月額13% ・参事(課長級) 給料月額12% ・課長補佐級 給料月額11%		

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額		期末手当	退職手当	
				(算定方式)	(支給時期)
市区町村長	719,000	円 (- 円)	3.10 月分	給料月額×510/100×在職年数	任期ごと
副町長	591,000	円 (- 円)		給料月額×300/100×在職年数	任期ごと
議長	320,000	円 (- 円)	3.10 月分		
副議長	271,000	円 (- 円)			
議員	250,000	円 (- 円)			

(注) 1 給料および報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成26年	平成27年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	19	19	0	
		税務	6	6	0	
		労働	-	-	-	
		農水	4	4	0	
商工		-	-	-		
土木		7	6	▲1	欠員不補充:1名減	
民生衛生		6	7	1	増員:1名増	
衛生	8	9	1	増員:1名増		
計	52	53	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.0 人		
	教育部門	20	18	▲2	欠員不補充:2名減	
	消防部門	-	-	-		
	小計	72	71		<参考> 人口1万人当たり職員数 85.2 人	
公営企業会計等部門	水道	3	3	0		
	下水道	3	3	0		
	その他	4	4	0		
	小計	10	10	0		
合計		82	81	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 97.2 人	
		[87]	[87]			

(注) 1 職員数は特別職を除いた全職員数であり（教育長含む）、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員を含み、臨時および非常勤職員を除いています。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	11人	4人	6人	4人	17人	8人	14人	6人	5人	2人	81人